|  |
| --- |
| **鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業補助金事務局　行き**  **メール：maeuri@jtb.com 　ファクシミリ：0857－24－7228** |

鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業　参加申込書（追加販売分）

　　　　（補助金申請予定者）住　所

　　　　　　　　　　　　　法人名又は屋号

　　　　　　　　　　　　　代表者（職名・氏名）

　　　　　　　　　　　　　施設名

　　　　　　　　　　　　　担当者名　　　　　　　　　　　　電子ﾒｰﾙ

電話番号　　　　　　　　　　　 ﾌｧｸｼﾐﾘ

URL

鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業補助金の交付を受けたく、以下のとおり独自にプレミアム付き前売り券（以下「とり旅応援前売り券」という。）を発行します。

１　発行するとり旅応援前売り券の内容　 　（対象施設・事業者名：　　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1枚当りの  販売価格  （円）  【A】 | 1枚当りの  額　面  （円）  【例:A×120％】 | とり旅応援前売り券の  対象とするサービス  ※該当するものにチェック | 販売予定  枚数  （枚）  【B】 | 算定基準額  兼交付申請額  （予定）（円）  【A×20％×B】 |
|  |  | □宿泊料　　　　□旅行代金  □施設入場料　　□土産品購入  □その他（　　　　　　　　　　 ） |  |  |
|  |  | □宿泊料　　　　□旅行代金  □施設入場料　　□土産品購入  □その他（　　　　　　　　　 　） |  |  |

２．とり旅応援前売り券の販売開始予定日：　令和3年　　月　　日

３．とり旅応援前売り券の利用可能期間：　　（※最長で令和5年3月31日までとする）

令和3年　　月　　日（予定）　～　令和　　年　　月　　日

４．確認事項　　※確認の上、□にチェックしてください（必須）

□発行する前売り券には、｢名称(とり旅応援前売り券)｣｢利用期間｣｢管理番号｣｢額面金額｣｢販売金額｣｢発行事業者及び連絡先｣｢他の制度との併用を認めない場合は、その旨｣を必ず記載します。

□とり旅応援前売り券は、購入者の居住都道府県と鳥取県内との双方が国の指標によるステージⅡ以下である場合に限り利用できることとし、相互の地域の感染状況の確認は、責任をもって行います。

□緊急事態宣言発令時等の利用に関しては、自社で適切に判断し、必要に応じて県から一時停止等の対応を依頼する場合があることについて、了解しました。

□とり旅応援前売り券の発行にあたり、以下の内容も購入者に周知します。

①とり旅応援前売り券は、購入者の居住都道府県と鳥取県内との双方が国の指標によるステージⅡ以下である場合に限り利用できること。

②とり旅応援前売り券は、払い戻しできないこと。また、釣り銭は出ないこと。

③休館、休業、緊急事態宣言の発出等により利用できない場合があること。

④とり旅応援前売り券の実施主体としての発行事業者名及び連絡先。

⑤利用可能期間経過後は、使用できないこと。

⑥他の制度との併用を認めない場合は、その旨。

□とり旅応援前売り券発行後における購入者からの問合せには、責任をもって対応します。

□鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業補助金交付要綱を確認しました。

５．観光事業者との取引内容及び受けた影響　※観光事業者以外の事業者のみ記入してください。

　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

--------------------------------------------------------------------------------

【参考】交付申請書兼実績報告書提出時に添付が必要な書類

○発行したとり旅応援前売り券の見本

○とり旅応援前売り券の販売台帳、入金が確認できる通帳の写し

○口座振込依頼書、振込先となる通帳の写し

《補助金を申請される皆様への注意事項》

補助金交付にあたり、補助事業に関係する申請者の施設や帳簿等を検査する場合があります（鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第14条）。また、補助金の交付を受けた事業者は、対象事業の遂行状況や収支の状況が分かる書類を、補助事業等の完了した年度の翌年度から起算して５年間、保存してください（規則第26条）。なお、事業者が、規則及び鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業補助金交付要綱の内容等に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに補助金を支払っている場合には、返還を求めることがあります（規則第21条、第22条）。